**大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて**

**資料１**

大阪府障がい者自立支援協議会では、平成29年度より、地域自立支援協議会を核にした「地域ネットワークの構築」を軸に、地域自立支援協議会が抱える課題の解決に向け、大阪府障がい者相談支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）との連携による地域支援の取り組みを実施している。

今年度行ったヒアリング結果の報告及びこれを踏まえた新たな派遣候補先（案）等は、以下のとおりである。

＜参考：大阪府障がい者相談支援アドバイザーとは＞

H19に地域自立支援協議会の設置支援を目的として創設。その後、各市町村における自立支援協議会設置や基幹相談支援センター設置を受け、基幹相談支援センターに対する後方支援や計画相談の完全実施に向けた後方支援等を目的に、地域の相談支援体制づくり、相談支援専門員のスキルアップ、協議会活性化のための助言等を行っている。

**１　地域自立支援協議会に対するヒアリングの実施**

**＜ヒアリング内容＞**

ヒアリングの実施に当たっては、地域自立支援協議会の目的・機能の理解、個別のニーズから地域課題の抽出、相談支援の役割分担等相談支援体制の整備等を引き続き確認するとともに、市町村における地域自立支援協議会の具体的な取り組みとその効果に関する状況を明らかにした上で、個別支援から地域課題への抽出プロセスが構築されている等の観点も考慮した。

また、法改正により基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となったことを踏まえ、基幹相談支援センター未設置の市町に対してもヒアリングした。

**＜ヒアリング結果＞**

上記の内容を踏まえ、計10市町の地域自立支援協議会に対し、ヒアリングを実施した。

なお、ヒアリング結果については後述のとおりである。

**２　アドバイザー派遣候補先　（案）**

ヒアリング内容等を踏まえ、アドバイザー派遣により地域協議会のさらなる活性化が見込まれると期待できる地域自立支援協議会（池田市）に対し、以下のとおり、アドバイザーの派遣を行うものとする。

|  |
| --- |
| **池田市** |
| **第１ 現状**  **＜地域自立支援協議会＞**  〇 地域自立支援協議会は、全体会、運営会議（その中に相談支援連絡会を設置）、部会（医療的ケア児・者支援部会、精神部会、地域生活支援部会、就労・日中活動支援部会）で構成されているが、近年の新型コロナウイルス感染症の影響によって、十分な開催ができていなかった。  〇 地域自立支援協議会の運営について、個別課題から地域課題を抽出した事例はあるものの、客観的なデータに基づいた検討が行えていない状況にあり、地域自立支援協議会の機能を十分に活用することができていない。  **＜相談支援体制＞**  〇　管内の特定相談支援事業所数が少なく、相談支援業務とサービス等利用計画の作成で手一杯の状況であることから、基幹相談支援センターが計画相談支援も担うことがある。基幹相談支援センターは、今後、セルフプランの方向けの支援や新規の利用者の方の状態像を把握することを検討している。  〇　池田市は、障がい種別ごとに委託相談支援事業所を5か所設置し、困難事例が発生した場合には、基幹相談支援センターに情報集約するなど、基幹相談支援センターが委託相談支援事業所等と連携した上で支援する体制を整えている。  **第２ 課題**  〇　地域自立支援協議会の構成員が協議会の機能をよく理解し、地域自立支援協議会をよりよいものとするために共通の目標を常に持ち、官民双方が地域課題に対して前向きに取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割を十分理解する必要がある。  〇　基幹相談支援センターを中心に、地域自立支援協議会の運営の見直しを検討する。  〇　相談支援活動等から見いだされる個別の課題について、現状の社会資源では解決できない支援課題を集約・分析し、地域課題として共有したうえで解決するよう取り組んでいけるかが課題である。  **第３ 派遣理由**  〇　地域自立支援協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って地域課題の解決に取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解促進が必要である。  〇　アドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターを中心に地域自立支援協議会の運営方法の改善等について検討を行う。また、相談支援連絡会で取り扱う個別課題からの地域課題の抽出や、抽出した課題の解決に向けた地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言が必要である。 |

**３ アドバイザー派遣を実施した地域自立支援協議会に対する今後の方針（案）**

　下記の実施状況報告を踏まえ、２つの地域自立支援協議会に対する今後の方針（案）は以下のとおり。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 市町村 | 派遣開始 | 派遣目的 | 今後の方針（案） |
| 羽曳野市 | R4年11月 | 基幹C設置に伴う相談支援体制の整備  相談支援専門員のスキルアップ | 派遣継続 |
| 泉大津市・  忠岡町 | R4年12月 | 協議会の目的や役割・機能の理解促進  基幹C設置を含む相談支援体制の見直し  地域課題抽出及び課題解決の仕組みの構築 | 派遣継続 |

**大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣　実施状況報告**

**（令和４年度派遣決定分）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **羽曳野市** | | 派遣期間 | 令和４年11月～ |
| 派遣目的 | 協議会の運営支援、相談支援体制の整備 | | |
| 当初派遣決定理由 | 〇　基幹相談支援センターの設置の検討に伴い、地域自立支援協議会の運営体制やその要となる相談支援体制の状況及び今後の方向性を確認することにより、基幹・委託・指定特定の役割分担の明確化と連携を進めるとともに、市の実情に応じた適切な相談支援体制が整備できるよう、地域自立支援協議会の運営を支援する。  〇　新任や経験の浅い相談支援専門員を地域で支援するため、アドバイザーが相談支援部会等に参加し、地域自立支援協議会を通じた関係機関のネットワークの構築や身近な地域で職場を超えたスーパーバイズの機会の設置（相談支援専門員のスキルアップ）に向けて、相談支援体制に係る助言を行う。 | | |
| 具体的な支援内容 | （令和4年度）  〇　令和４年11月、初回の打合せにおいて、市から基幹相談支援センターの設置の進捗状況等を確認した上で、福祉専門職員配置等も含め、基幹相談支援センターの設置に向けての助言等をした。  〇　具体的には、単に委託等をするだけでは、基幹相談支援センターとしての機能が十分に果たせないことにもつながることから、協議会等で十分に基幹相談支援センターのイメージを検討し、具体的な業務内容を議論する場が必要であることを助言した。  〇　協議会については、立ち上げから一定期間の経過により、協議会の構成員の交代もあり、改めて協議会の目的や役割・機能を再確認する必要があることを提案した。  〇　また、令和４年12月、市の相談支援体制の現状等（計画相談支援対象者数、協議会の運営状況等）を詳細に聞き取ることにより、地域の状況を把握するとともに、基幹相談支援センター、地域自立支援協議会、主任相談支援専門員との関係等を説明し、今後市の相談支援体制を整理できるよう助言を行った。  〇　基幹相談支援センターの設置にあたっては、業務内容として人材育成の部分を第一に考えながら、委託相談支援事業所との役割分担も考えていく必要があることを助言した。  〇　アドバイザー自身が地域の実態を把握する必要があり、中立公正な立場で優れた部分と課題を見出すため、委託相談支援事業所から相談支援体制の現状等を詳細に聞き取ることにより、地域アセスメントを実施した。  （令和５年度）  〇　アドバイザーは、地域アセスメントを実施した結果から導き出された相談支援体制等を検証した上で、その課題案及び解決案を提示するとともに、市、委託相談支援事業所との間で意見交換を行った。  〇　また、市、委託相談支援事業所に対し、「基幹相談支援センター等の機能と役割」について講義を実施するとともに、その内容を踏まえ、市の相談支援体制の役割を整理するよう助言を行った。具体的には、基幹相談支援、障がい児者相談支援事業、相談支援(計画相談支援等)等の各事業項目について、相談支援体制整理表を提示した上で、市、受託事業者それぞれの役割を整理していくこととした。  さらに、アドバイザーの助言に基づき、市内の相談支援事業所の現況調査を行った結果、月あたりの平均取扱件数について事業所の差が明確となり、地域の現状を把握することができた。  〇　なお、基幹相談支援センターの設置については、他市の状況を確認するなどを含め、設置に向けて事業所との間で協議を進めている(派遣時に毎回進捗状況を確認)。 | | |
| 今後の  見通し | 〇　今後、市、委託相談支援事業所との間で相談支援の役割整理を行った上で、基幹相談支援センターの事業内容の明確化を図るとともに、地域自立支援協議会の役割や機能の周知等を図る必要がある。 | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **泉大津市・忠岡町** | | 派遣期間 | 令和４年1２月～ |
| 派遣目的 | 協議会の運営支援 | | |
| 当初派遣決定理由 | 〇　泉大津市・忠岡町が共同で運営している地域自立支援協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って地域課題の解決に取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解を促進する。  〇　地域自立支援協議会がコロナ禍の影響もあって書面開催が続いており、機能を活用しきれていないため、アドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターの設置を含めた相談体制全体の見直しを図るとともに、地域自立支援協議会の運営方法等について検討を行う。  〇　また、個別の支援課題を集約・分析し、地域課題を抽出する方法や抽出された課題を解決していけるよう、地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言を行う。 | | |
| 具体的な支援内容 | （令和4年度）  〇　令和4年12月、泉大津市及び忠岡町の職員に、協議会の現状、課題及び基幹相談支援センターの設置の進捗状況を確認した。  〇　現在の協議会の運営状況を踏まえると、まずは協議会の構成員間で、協議会の目的や役割・機能を再確認する必要があることを助言した。  〇　さらに、行政や事業所のみで解決できる課題は少なく、地域の課題を解決するためには、地域の関係者と十分議論することができる協議会を活用し、そのネットワークの中で解決をしていくことが重要である旨を助言した。  （令和5年度）  〇　まずは、行政の担当者が協議会の役割を再認識して、地域の現状や課題などの情報共有ができるよう、アドバイザーが協議会の役割について講義した。また、基幹相談支援センターの設置の検討をしているため、協議会の運営の要となる基幹相談支援センターの役割、機能についても講義した。 | | |
| 今後の  見通し | 〇　協議会の状況、基幹相談支援センター等について、アドバイザーの各講義を踏まえ、質疑応答を実施することにより、理解を深めていく。  〇　基幹相談支援センターの設置を検討しているため、その進捗に併せて、協議会運営についての助言や課題の整理を行っていく。 | | |

**４　その他の市町村ヒアリングの主な内容**

|  |
| --- |
| **藤井寺市** |
| **＜地域自立支援協議会＞**  〇 地域自立支援協議会は、全体会、事務局会議、部会（日中系事業所部会、在宅系事業所部会、相談支援部会、障害児事業所部会）で構成されている。事業所のＰＲ動画をYouTubeにて令和5年3月に作成している。  〇　事務局会議は、委託相談支援事業所が中心となり、協議会の運営方法や個別支援会議で確  認した課題の取り扱いを協議、調整をしている。  〇 地域課題の解決事例としては、コロナ禍で支援学校の生徒向けに卒業後の進路を紹介する場がなかったため、その代替手段として動画の作成や、事業所から就労準備の段階で市内の職場体験ができる所が少なく、職場体験の機会を設けて欲しいとの要望があり、市役所内で職場実習を行ったものがある。  **＜相談支援体制＞**  〇 藤井寺市は、現在、基幹相談支援センター未設置である。基幹相談支援センターの設置を含め、相談支援機関の役割分担を整理する必要がある。  〇 委託相談支援事業所は、困難事例の対応に時間がかかる場合も多くあり、相談支援事業に支障が生じる場合はあるが、その際には、行政と連携した上で、対応を図っている。  〇　実際に稼働していない事業所もあるが、相談支援事業所は市内に８か所と少なく、部会等を通じて顔の見える関係を構築している。 |

|  |
| --- |
| **豊中市** |
| **＜地域自立支援協議会＞**  〇 地域自立支援協議会は、全体会、運営会議、事務局会議、部会等で構成されている。  〇 事務局会議は、各専門部会、事業別連絡会等で明らかになった地域課題を共有及び優先順位も含め調整した上で、運営会議に報告している。その報告を受け、運営会議は、全体会議での検討事項等を整理している。  〇　地域課題の解決を図った事例として、通学支援サービスの創設がある。具体的には、地域課題検討部会において、教育委員会に依頼し、市内小中学校にアンケート等を通じて、実態把握するとともに、プロジェクトチームを設置した上で、事業の実施主体、必要な財源等通学支援制度を協議した。  **＜相談支援体制＞**  〇 豊中市は、障害者虐待防止センター等を直営で実施するとともに、それ以外の部分を基幹相談支援センターかつ委託相談支援事業所という形で７箇所設置している。それらの事業所が、指定特定相談支援事業所の困難事例や連携が必要な事例が生じた場合にはバックアップしている。  〇 主任相談支援専門員については、基幹相談支援センターの７か所のうち６か所に配置しているが、今後の役割を検討中である。 |

|  |
| --- |
| **枚方市** |
| **＜地域自立支援協議会＞**  〇 地域自立支援協議会は、全体会、幹事会、５つの専門部会（①相談支援部会、②地域移行部会、③日中活動支援部会、④精神障害者地域生活支援部会、⑤就労支援部会）で構成されている。  〇 全体会は、概ね年に１回開催で、各部会の活動報告などを総括する。また、地域課題を認定す  る仕組みはないものの、６つの委託相談事業所で構成される幹事会（事務局会議）が部会から上がってきた個別課題を集約し、地域課題と捉え、施策化につながる場合もある。今後は、障がい者の重度化、高齢化を踏まえ、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を検討していく予定である。  **＜相談支援体制＞**  〇 枚方市には、7か所の委託相談支援事業所が設置され、管理者には地域自立支援協議会の幹事会のメンバーもおり、うち3か所は基幹相談支援センターの位置づけとなっている。  〇　基幹相談支援センターや委託相談支援事業所の役割が、地域の中で明確に分担されていないことから、基幹相談支援センターとしての機能を発揮するには体制の強化が必要な側面がある。  〇 人材育成については、委託相談支援事業所が中心に研修を実施するなど、研修を通じて委託相談支援事業所と特定相談支援事業所との連携を図り、顔の見える関係性を構築していけるよう、互いに情報共有する機会を設けている。 |

|  |
| --- |
| **松原市** |
| **＜地域自立支援協議会＞**  〇 地域自立支援協議会は、全体会、定例会、運営会議、部会（地域生活支援部会、障害者差別解消部会、障害児部会、連絡会等）で構成されている。  〇 定例会を置くことにより、地域の課題を広く認識できること、幅広い機関を互いに知ることができる一方で、委員の出入りにより、協議会の設置目的、機能の認識共有が十分に図れていない面もある。  〇 基幹相談支援センターは地域自立支援協議会の事務局として運営を担い、運営会議において、地域課題の評価や認定まではできていないが、市としての強みの確認や社会資源が使用できるか等を確認することにより、地域課題の検討をしている。  **＜相談支援体制＞**  〇 松原市は、委託で基幹相談支援センターを設置している。また、委託相談支援事業所として５箇所設置している。委託相談支援事業所は障がい種別を問わず対応しているが、委託相談支援事業所それぞれが、いずれかの障がい（身体・知的・精神・発達・児童・難病）の相談を強みとしている。  〇　基幹相談支援センターは、多くの困難事例を担当するなど、対応件数が増加傾向にあり、そのうちで対応方針の固まった案件を出来る限り指定特定相談支援事業所に引き継ぎ、引継ぎ後もフォローアップするようにしている。そのような中で、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、更に地域づくりの対応にも力を入れていくことが求められている。 |
| **八尾市** |
| **＜地域自立支援協議会＞**  〇　地域自立支援協議会は、全体会、事務局会議、サブ協議会、部会（就労・日中活動支援部会、入所施設・ＧＨ部会、地域生活部会、障がい児部会等）で構成されている。  〇 地域課題については、個別支援会議で抽出された個別課題は事務局会議で優先順位等検討した上で、部会報告とともに、本会議で議論をされる仕組みとなっている。  **＜相談支援体制＞**  〇　基幹相談支援センターは直営で設置しており、複数名の専門職を配置することにより、人事異動があってもノウハウが引き継がれる体制を構築している。  〇　委託相談支援事業所は、障がい種別で4か所設置されている。また、相談対応件数の著しい増加はないものの、相談内容が複雑化していることから、業務の負担が増加している。  〇　相談支援部会や相談支援連絡会が未設置であることから、相談支援専門員が個別の支援における工夫やできなかったことを地域全体で共有する場が十分ではない。 |

|  |
| --- |
| **貝塚市** |
| **＜地域自立支援協議会＞**  〇 地域自立支援協議会は、本会議、事業委員会、運営会議、事務局会議、部会で構成されている。  〇　運営会議は、事業所の管理者を構成員とし、公私協働での協議会運営における地域課題の精査とその方向性を検討している。事務局会議は、相談支援機関の実務者及び部会担当者との定期的な情報共有を図っている。また、地域生活推進部会においては、制度を横断した地域生活支援体制の整備や連携体制の強化を図る部会を設置した上で、相互の連携及び連絡並びに情報交換、アンケート調査の実施等をしている。  **＜相談支援体制＞**  〇 貝塚市は、委託で基幹相談支援センターを設置している。基幹相談支援センターは、部会等の事務局運営を担い、複雑化した事例などの個別支援会議への積極的な参画をするなどその役割を果たしている。委託相談支援事業所は障がい種別で２箇所設置している。委託相談支援事業所は、指定特定相談支援事業からの相談に応じることができるよう、あえてサービス等利用計画も担当している。  〇　泉州地域の５市1町で、基幹相談支援センターの会議体を設け、各市町の計画相談支援の運用状況等を検討するとともに、相談支援体制の強化への取り組みとして、合同の初任者対象ゼミの開催する機会を設けるなどしている。  〇　基幹相談支援センターを中心に、市内の相談支援事業所の状況と相談支援専門員の置かれている現状の調査結果を踏まえ、次年度の取り組み内容(多職種連携チーム支援等)を決定するなどしている。 |

|  |
| --- |
| **茨木市** |
| **＜地域自立支援協議会＞**  〇 地域自立支援協議会は、全体会、定例会、事務局会議、専門部会（相談支援部会、障害当事者部会、就労支援部会、地域移行・地域定着部会）等で構成されている。  〇 定例会、事務局会議において、構成メンバーが重なるということもあり、同じ内容を繰り返す部分もあるが、定例会においては、毎回質問シートを各構成員に事前に送付するなど、意見が言いやすい環境を構築している。  〇　地域自立支援協議会で本来議論すべき内容を構成員に理解しやすいよう、全体会の実施内容などを広く周知することで、要望の場とならないようにしている。  **＜相談支援体制＞**  〇 茨木市は、精神の一部を委託しているが、それ以外は直営で基幹相談支援センターを設置するとともに、委託相談支援事業所を地域別に10か所設置している。  〇 委託相談支援事業所は、それぞれ専従の職員を配置することにより、障がいのある方や家族等から、福祉サービスの利用や生活上の困りごとなどについて相談に応じることや情報提供を行うなど、十分な役割を果たしている。  〇　茨木市では、障がい者（児）の地域における生活を支援し、計画相談支援等の利用を促進するため、新たに特定相談支援事業所等を開設又はすでに開設している事業者に対する補助金制度を創設している。 |

|  |
| --- |
| **阪南市・岬町** |
| **＜地域自立支援協議会＞**  〇 地域自立支援協議会は、本部会議、座長会議、専門会議(地域生活支援部会、就労支援部会、日中サービス支援型共同生活援助評価部会、相談支援事業所連絡会、阪南市岬町支援者ネットワーク、にも包括に係る協議の場）等で構成されている。  〇　各部会は、個別課題から地域課題を抽出した上で、地域課題の解決に向けた取り組みを検討している。具体的には、地域生活支援部会においては、作業所等以外に居場所がないという個別課題から、地域での居場所を整理したしおり(ほっとステーション)の更新等を通じて、障がいのある方等の利用を促すことにより、孤立(地域課題)を防ぐ取り組みをしている。  **＜相談支援体制＞**  〇　阪南市は令和３年度から直営で基幹相談支援センターを設置しているが、その設置前後で業務内容、業務量に差はない。基幹相談支援センターの役割等については、市内の相談支援事業所は、設置当初、十分な理解がない部分もあったが、徐々に浸透しつつある。  〇　基幹相談支援センターは、相談支援事業所等の意見を聴きながらテーマを設定した上で、事例検討、研修等を開催している。  〇　岬町は基幹相談支援センターを設置していないが、設置に向けて検討中である。 |

**５ その他の取り組み**

⑴ 地域自立支援協議会情報交換会の実施

地域自立支援協議会を対象とした会議において、研修会の実施や好事例の共有・意見

交換等を行うことで、課題解決に向けた気づきを促すなど地域自立支援協議会の活性

化をめざすために情報交換会を実施している。

昨年度、本協議会における「地域における障がい者等への支援体制」の議論の中で、

地域生活支援拠点等の充実・強化について議論したこと、また、前回の情報交換会のア

ンケートにおいても、地域生活支援拠点の取り組みについて意見があったことから、第

１回は、「基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の効果的な連携等」をテーマに

情報交換会を実施した。

　⑵ 第1回地域自立支援協議会情報交換会

日　時：令和５年7月2４日（月）13時30分～16時

参加者：地域自立支援協議会　事務局構成メンバー等（約3０市町村、約６０名参

加）

内　容：①講義：地域における障がい者等への支援体制について

　　　　　　②講義：地域生活支援拠点等の役割や機能について

　　　　③講義：障害者自立支援協議会及び拠点等整備の取り組みについて (貝塚市)

④情報交換会（グループワーク）

ﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ：各市町村の相談支援専門員等

内　　　容：基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の効果的な連

携等

***【アドバイザー派遣　申込状況について】***

**【参考】**

**高槻市**

|  |  |
| --- | --- |
| 依頼内容の種別 | １．協議会の運営支援　　２．相談支援従事者のスキルアップ  ３．その他 |
| 具体的な内容 | ○「相談員の孤立の予防、質の維持・向上」を目的とし、自立支援協議会のケアマネジメント連絡会議において、グループスーパービジョンの実施を検討しており、その実施方法について助言をいただきたい。  ○また、市としてグループスーパービジョンを継続的に実施していけるよう、ケアマネジメント連絡会議の在り方や運営方法について助言をいただきたい。 |
| 支援内容 | 〇昨年度から継続してアドバイザー派遣を実施。昨年度は、アドバイザー助言の下、高槻市版グループスーパービジョンの試行実施を行った。  ○今年度は高槻市版グループスーパービジョンの正式な実施を予定しており、第1回目の実施に向け、市の相談支援専門員連絡会においてグループワークの運営やファシリテート、事例選定のポイント等について助言を行った。  ○今年度内に、アドバイザー助言の下、高槻市版グループスーパービジョン第1回目の実施を目指す。 |